

議案第2号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の3の6の項中「5の項」を「7の項」に改め、「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）」及び「（実際の設計仕様の条件を基に算定した建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）」を削り、同項を同表の3の8の項とし、同表の3の5の項を同表の3の7の項とし、同表の3の4の項中「3の項」を「5の項」に改め、同項を同表の3の6の項とし、同表の3の3の項を同表の3の5の項とし、同表の3の2の項中「1の項」を「3の項」に改め、「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に、「4の項において」を「6の項において」に改め、同項を同表の3の4の項とし、同表の3の1の項中「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同表の3の3の項とし、同表の3に1の項及び2の項として次のように加える。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー		
---	--	--

消費性能適合性判定

(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみのもの

ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 27,100円	計画提出又は計画通知のとき
イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 80,400円	計画提出又は計画通知のとき
ウ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 128,000円	計画提出又は計画通知のとき
エ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 161,000円	計画提出又は計画通知のとき
オ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件 201,000円	計画提出又は計画通知のとき

(2) (1)以外の非住宅部分

ア モデル建物法（建築物エネルギー

消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、8の項及び9の項において同じ。）による場合

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 1件 145,700円 | 計画提出又は計画通知のとき |
| (イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 1件 235,700円 | 計画提出又は計画通知のとき |
| (ロ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 1件 309,000円 | 計画提出又は計画通知のとき |
| (ハ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 1件 371,000円 | 計画提出又は計画通知のとき |
| (ニ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの | 1件 435,000円 | 計画提出又は計画通知のとき |

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エ

<p>エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、8の項及び9の項において同じ。)による場合</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件 367,100円</p> <p>1件 523,700円</p> <p>1件 646,000円</p> <p>1件 763,000円</p> <p>1件 871,000円</p>	<p>計画提出又は計画通知のとき</p> <p>計画提出又は計画通知のとき</p> <p>計画提出又は計画通知のとき</p> <p>計画提出又は計画通知のとき</p> <p>計画提出又は計画通知のとき</p> <p>計画提出又は計画通知のとき</p>
<p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみのもの</p> <p>ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ</p>	<p>1件 19,100円</p>	<p>変更計画提出又は変更計画</p>

一トル未満のもの			通知のとき
イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 56,400円		変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
ウ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 90,000円		変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
エ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 113,000円		変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
オ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件 141,000円		変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
(2) (1)以外の非住宅部分			
ア モデル建物法による場合			
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 102,100円		変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 165,100円		変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 216,000円		変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 260,000円		変更計画提出 又は変更計画 通知のとき

(オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件 305,000円	変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
イ 標準入力法等による場合		
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 257,100円	変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 366,700円	変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 453,000円	変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 535,000円	変更計画提出 又は変更計画 通知のとき
(オ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件 610,000円	変更計画提出 又は変更計画 通知のとき

別表の3に次のように加える。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明		
(1) 非住宅部分の用途が工場等のみのもの		

の			
ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 19,100円		交付申請のとき
イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 56,400円		交付申請のとき
ウ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 90,000円		交付申請のとき
エ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件 113,000円		交付申請のとき
オ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件 141,000円		交付申請のとき
(2) (1)以外の非住宅部分			
ア モデル建物法による場合			
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件 102,100円		交付申請のとき
(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件 165,100円		交付申請のとき
(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件 216,000円		交付申請のとき
(エ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	1件 260,000円		交付申請のとき

	, 000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		, 000円	き
(カ)	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件	305,000円	交付申請のとき
イ 標準入力法等による場合				
(ク)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	257,100円	交付申請のとき
(ケ)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	366,700円	交付申請のとき
(コ)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	453,000円	交付申請のとき
(カ)	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	535,000円	交付申請のとき
(カ)	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件	610,000円	交付申請のとき

別表の3の備考4中「5の項及び6の項」を「7の項及び8の項」に改め、同表の3の備考4を同表の3の備考8とし、同表の3の備考3中「1の項から4の項」を「3の項から6の項」に改め、同表の3の備考3を同表の3の備考7とし、同表の3の備考2中「1の項から4の項」を「3の項から6の項」に改め、同表の3の備考2を同表の3の備考6とし、同表の3の備考1中「1の項から4の項」を「3の項から6の項」に改め、同表の3の備考1を同表の3の備考5とし、同表の3の備考1から4までとして次のように加える。

1 1の項、2の項及び9の項の規定の適用については、住宅部分及び

非住宅部分を有する建築物の共用部分は居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計を超える場合は、当該共用部分は非住宅部分として取り扱う。

2 1の項、2の項及び9の項の規定の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の延べ面積により算出した額とする。

3 1の項、2の項及び9の項の規定の適用については、非住宅部分に工場等の用途を含む1の建築物の場合の手数料の額は、(1)以外の非住宅部分により算出した額とする。

4 1の項、2の項及び9の項の規定の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際、現に存する建築物について行う同法附則第3条第1項に規定する特定増改築を除く。）の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて、算出した額とする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(説明) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）が施行されることに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等を追加するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例						
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （現行に同じ。）</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （省略）</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> </table>	手数料を徴収する事項	額	徴収時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> </table>	手数料を徴収する事項	額	徴収時期
手数料を徴収する事項	額	徴収時期					
手数料を徴収する事項	額	徴収時期					
<p>1・2 （省略）</p>							
<p><u>3</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（当該認定申請に併せて、同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類</p>	<p><u>1</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（当該認定申請に併せて、同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類</p>						

として区長が定めるものが提出された場合に限る。)

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) 一戸建て住宅以外の建築物であって、1の建築物について申請する場合

1件につき、次に定める額
ア (現行に同じ。)
イ 非住宅部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

認定申請
のとき

(ア)～(カ) (現行に同じ。)

(当該認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2

として区長が定めるものが提出された場合に限る。)

(1)・(2) (省 略)

(3) 一戸建て住宅以外の建築物であって、1の建築物について申請する場合

1件につき、次に定める額
ア (省略)
イ 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)について次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

認定申請
のとき

(ア)～(カ) (省略)

(当該認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2

	項の規定に基づく申出があつた場合には、1の建築物についてこの表の1の94の項に定める額を加算した額とする。 。)			項の規定に基づく申出があつた場合には、1の建築物についてこの表の1の94の項に定める額を加算した額とする。 。)		
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(3の項に該当するものを除く。)				2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(1の項に該当するものを除く。)		
	(1)・(2) (現行に同じ。)			(1)・(2) (省略)		
(3) 一戸建て住宅以外の建築物であつて、1の建築物について申請する場合	1件につき、次に定める額 ア (現行に同じ。) イ 非住宅部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め	認定申請 のとき		(3) 一戸建て住宅以外の建築物であつて、1の建築物について申請する場合	1件につき、次に定める額 ア (省略) イ 非住宅部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め	認定申請 のとき

る額（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び同令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。6の項において同じ。）による場合に限る。）

(ア)～(カ)（現行に同じ。）
ウ 非住宅部分について次に

る額（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び同令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合に限る。）

(ア)～(カ)（省略）
ウ 非住宅部分について次に

掲げる床面積の合計の区分
に応じ、それぞれ次に定め
る額（標準入力法等（実際
の設計仕様の条件を基に算
定した建築物エネルギー消
費性能基準等を定める省令
第1条第1項第1号イに規
定する一次エネルギー消費
量及び同令第10条第1号
イ(1)に規定する屋内周囲
空間の年間熱負荷を用いて
評価する方法をいう。6の
項において同じ。）による
場合に限る。）
(ア)～(カ)（現行に同じ。）
(当該認定申請に併せて建築
物のエネルギー消費性能の向
上に関する法律第30条第2

掲げる床面積の合計の区分
に応じ、それぞれ次に定め
る額（標準入力法等（実際
の設計仕様の条件を基に算
定した建築物エネルギー消
費性能基準等を定める省令
第1条第1項第1号イに規
定する一次エネルギー消費
量及び同令第8条第1号イ
(1)に規定する屋内周囲空
間の年間熱負荷を用いて評
価する方法をいう。4の項
において同じ。）による場
合に限る。）
(ア)～(カ)（省略）
(当該認定申請に併せて建築
物のエネルギー消費性能の向
上に関する法律第30条第2

	項の規定に基づく申出があつた場合には、1の建築物についてこの表の1の94の項に定める額を加算した額とする。)	
5 (現行に同じ。)		
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(5の項に該当するものを除く。) (1)~(3) (現行に同じ。)	(現行に同じ。)	
7 (現行に同じ。)		
8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法		

	項の規定に基づく申出があつた場合には、1の建築物についてこの表の1の94の項に定める額を加算した額とする。)	
3 (省略)		
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(3の項に該当するものを除く。) (1)~(3) (省略)	(省略)	
5 (省略)		
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法		

律第36条第1項の規定
に基づく建築物エネルギー
消費性能基準に適合し
ている旨の認定（7の項
に該当するものを除く。
）

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) 一戸建て住宅以外の
建築物の場合

1件につき、次に定める額
ア・イ (現行に同じ。)
ウ 非住宅部分について次に
掲げる床面積の合計の区分
に応じ、それぞれ次に定め
る額 (モデル建物法による
場合に限る。)

認定申請
のとき

律第36条第1項の規定
に基づく建築物エネルギー
消費性能基準に適合し
ている旨の認定（5の項
に該当するものを除く。
）

(1)・(2) (省 略)

(3) 一戸建て住宅以外の
建築物の場合

1件につき、次に定める額
ア・イ (省略)
ウ 非住宅部分について次に
掲げる床面積の合計の区分
に応じ、それぞれ次に定め
る額 (モデル建物法 (建築物
エネルギー消費性能基準
等を定める省令第1条第1
項第1号イに規定する一次
エネルギー消費量の算出に
用いるべき標準的な建築物

認定申請
のとき

	<p>(ア)～(カ) (現行に同じ。)</p> <p>エ 非住宅部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（標準入力法等による場合に限る。）</p> <p>(ア)～(カ) (現行に同じ。)</p>				<p><u>を用いて評価する方法をいう。)</u>による場合に限る。</p> <p>)</p> <p>(ア)～(カ) (省略)</p> <p>エ 非住宅部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（標準入力法等<u>(実際の設計仕様の条件を基に算定した建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)</u>による場合に限る。）</p> <p>(ア)～(カ) (省略)</p>	
<p><u>9</u> (省略)</p>						

備考

- 1 1の項、2の項及び9の項の規定の適用については、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の共用部分は居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計を超える場合は、当該共用部分は非住宅部分として取り扱う。
- 2 1の項、2の項及び9の項の規定の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の延べ面積により算出した額とする。
- 3 1の項、2の項及び9の項の規定の適用については、非住宅部分に工場等の用途を含む1の建築物の場合の手数料の額は、(1)以外の非住宅部分により算出した額とする。
- 4 1の項、2の項及び9の項の規定の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第1条第2号に掲げ

備考

る規定の施行の際、現に存する建築物について行う同法附則第3条第1項に規定する特定増改築を除く。）の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて、算出した額とする。

- 5 3の項から6の項までの規定の適用については、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 6 3の項から6の項までの規定の適用については、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 7 3の項から6の項までの規定の適用については、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 8 7の項及び8の項の規定の適用については、一戸建て住宅以外の建築物の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

- 1 1の項から4の項までの規定の適用については、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 2 1の項から4の項までの規定の適用については、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 3 1の項から4の項までの規定の適用については、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 4 5の項及び6の項の規定の適用については、一戸建て住宅以外の建築物の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。